平成２２年（フ）第５９７号
大阪府守口市大久保町５丁目64番17―103号
債務者　西野　敬子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３６号
大阪市此花区伝法１丁目３番18号　一吉マンション302
債務者　三浦　勝広
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５０号
大阪府枚方市高野道１丁目24番９号
債務者　宮崎三津雄
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８０号
大阪府箕面市半町３丁目３番16号
債務者　宗石　　勲
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９号
鹿児島県いちき串木野市大里7551番地
債務者　星原　　司
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２７号
鹿児島県鹿児島市西陵１丁目41番６号
債務者　長井　裕輝
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２９号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目46番１―32号
債務者　元　　岩男
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８号
北海道苫小牧市日吉町３丁目16番19号　マーガレット203
債務者　魚棚　雅彦
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第８１７号
千葉県松戸市小金原８丁目21番地の４
債務者　加藤　芳雄
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８７７号
千葉県松戸市常盤平４丁目16番地常盤平公団住宅Ｅ街区３棟101号
債務者　松丸　大寿
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３６号
千葉県松戸市高塚新田391番地の５　ロイヤルファースト松戸東205号
債務者　田中リリベスこと　ラカステサントス　リリベス　クロス
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６４号
千葉県柏市豊四季台２丁目１番31―308号
債務者　三上　啓子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６７号
千葉県松戸市六高台９丁目56番地の２エルハイツワタライＣ202号
債務者　程田　朝子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１１０号
長野県諏訪市大字四賀7864番地１　第二五味コーポ２階202、前住所長野県茅野市宮川7459番地42
債務者　野中　達雄
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１１１号
長野県諏訪市大字四賀7864番地１　第二五味コーポ２階202、前住所長野県茅野市宮川7459―42
債務者　野中　　恵（旧姓水端）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１号
長野県諏訪郡下諏訪町6131番地２　ガーデンプレイス諏訪湖101、前住所群馬県高崎市あら町129―１　アビタシオン小池304
債務者　龍見　英昭
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第９０５号
岐阜市福光東１―１―11―202、住民票上の住所岐阜市長良小松町２丁目４番地２
債務者　髙﨑　順子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
岐阜地方裁判所